

○福島地方水道用水供給企業団職員の職名に関する規程

〔昭和 60 年 11 月 1 日
管理規程第 8 号〕

改正 平成元年 3 月 24 日管理規程第 1 号
平成 5 年 3 月 17 日管理規程第 1 号
平成 13 年 3 月 15 日管理規程第 2 号
平成 19 年 3 月 30 日管理規程第 3 号

平成 4 年 3 月 17 日管理規程第 1 号
平成 10 年 3 月 11 日管理規程第 1 号
平成 15 年 3 月 13 日管理規程第 6 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、福島地方水道用水供給企業団職員定数条例（昭和 60 年条例第 5 号）第 2 条に規定する者の職名を定めるものとする。

（職名）

第 2 条 職員の職名は、次のとおりとする。

事務局長、参与、次長、参事、課長、主幹、課長補佐、主任検査員、主任主査、主任技査、係長、検査員、主査、技査、副主査、副技査、主事、技師

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 24 日管理規程第 1 号）

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 17 日管理規程第 1 号）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 17 日管理規程第 1 号）

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 11 日管理規程第 1 号）

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 15 日管理規程第 2 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 13 日管理規程第 6 号）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

第4編 人事（福島地方水道用水供給企業団職員の職名に関する規程）

附 則（平成 19 年 3 月 30 日管理規程第 3 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。